倶知安町告示第５１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和６年３月２６日

倶知安町長　文字　一志

１　都市計画の種類　　道路

２　都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3･4･3号 大通	倶知安町南１条西３丁目	倶知安町北３条東10丁目	倶知安町南１条西１丁目
幹線街路	3･4･5号 西３丁目通	倶知安町北３条西３丁目	倶知安町南３条西３丁目	倶知安町南１条西３丁目

都市計画道路中３・４・５号西２丁目通を廃止する。

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

３　都市計画の変更の案の縦覧場所

倶知安町まちづくり新幹線課（庁舎二階）

４　縦覧期間

令和６年　３月２６日から

令和６年　４月　９日まで

都市計画の策定の経緯の概要書（倶知安町決定）

倶知安都市計画道路の変更

事項	時期	備考
関係機関協議	令和５年　９月～１２月	
公聴会（説明会）	令和５年　１１月　３０日	
北海道都市計画課 下協議	令和５年　１２月　２０日	
北海道都市計画課　事前協議	令和５年　１２月　２０日	
北海道都市計画課　事前協議（回答）	令和５年　１２月　２６日	
倶知安町都市計画審議会	令和５年　１２月　２７日	
都市計画の案の縦覧	令和６年　１月　９日 令和６年　１月　２４日	縦覧者数　1名 意見提出者（無・有）
倶知安町都市計画審議会（本審査）	令和６年　２月　１６日	
北海道知事　協議	令和６年　３月　１日	
北海道知事　協議（回答）	令和６年　３月　７日	
決定告示	令和６年　３月　２６日	

倶知安都市計画道路の変更（倶知安町決定）

都市計画道路を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3･4･3	大通	倶知安町南１条西３丁目	倶知安町北３条東１０丁目	倶知安町南１条西１丁目	約2,413m	地表式	２車線	18 m	幹線街路と平面交差６箇所	
	その他		なお、倶知安町南１条西３丁目地内の倶知安駅駅前広場は廃止する。								面積約3,080㎡
	3･4･5	西３丁目通	倶知安町北３条西３丁目	倶知安町南３条西３丁目	倶知安町南１条西３丁目	約520m	地表式	２車線	16 m	幹線街路と平面交差３箇所	
	その他		なお、倶知安町南１条西３丁目地内に北海道新幹線倶知安駅駅前広場を設ける。								面積約7,１00㎡

都市計画道路を次のように決定する。

都市計画道路中３・４・５号西２丁目通を廃止する。

理　由　書

１　案件名

倶知安都市計画道路の変更

２　決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

３　都市計画変更の内容

3･4･3	大通	起点の変更（減）、現駅前広場の廃止
3･4･5	西２丁目通	都市計画道路の廃止
3･4･5	西３丁目通	都市計画道路の新設、駅前広場の新設

４　都市計画決定（変更の理由）

３・４・３号大通について、今後、北海道新幹線倶知安駅の開業に伴い、新駅前広場として整備を予定しており、広場が町道西３丁目通に接続となることから、現駅前広場を廃止し、併せて大通の起点位置も変更する。

３・４・５西２丁目通について、今後の地域交通の方式がバス方式と決定したこと並びにアクセス機能の向上を目的とする南１線跨線橋の撤去と道路平面化により西２丁目通から西３丁目通へと交通の流れが変わる。

加えて、北海道新幹線倶知安駅開業に伴う駅周辺の交通需要の増加が見込まれるため、西３丁目通を新たに都市計画決定することから、西２丁目通を廃止する。

３・４・５号西３丁目通について、今後の地域交通の方式がバス方式と決定したこと、アクセス機能の向上を目的とする南１線跨線橋の撤去と道路平面化により西２丁目通から西３丁目通へと交通の流れが変わる。

加えて、北海道新幹線倶知安駅開業に伴う駅周辺の交通需要の増加が見込まれるため、西３丁目通を新たに都市計画決定する。

また、新しく整備される駅前広場が西３丁目通に接続となることから、併せて新設する。

定　規　図

３・４・３　　大通

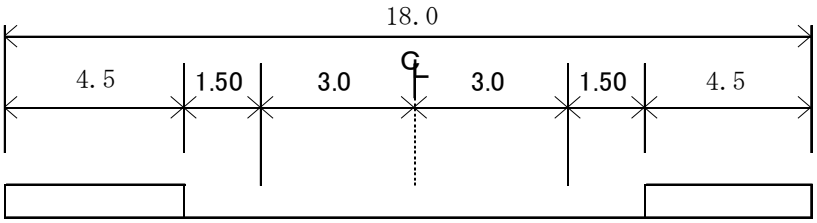

３・４・５　　西２丁目通

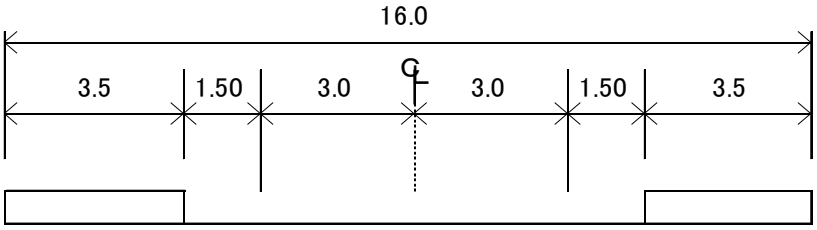

３・４・　　西３丁目通

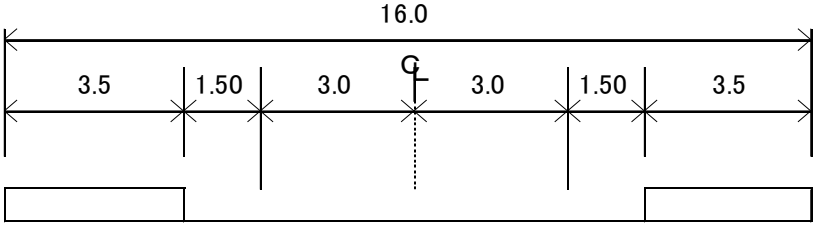

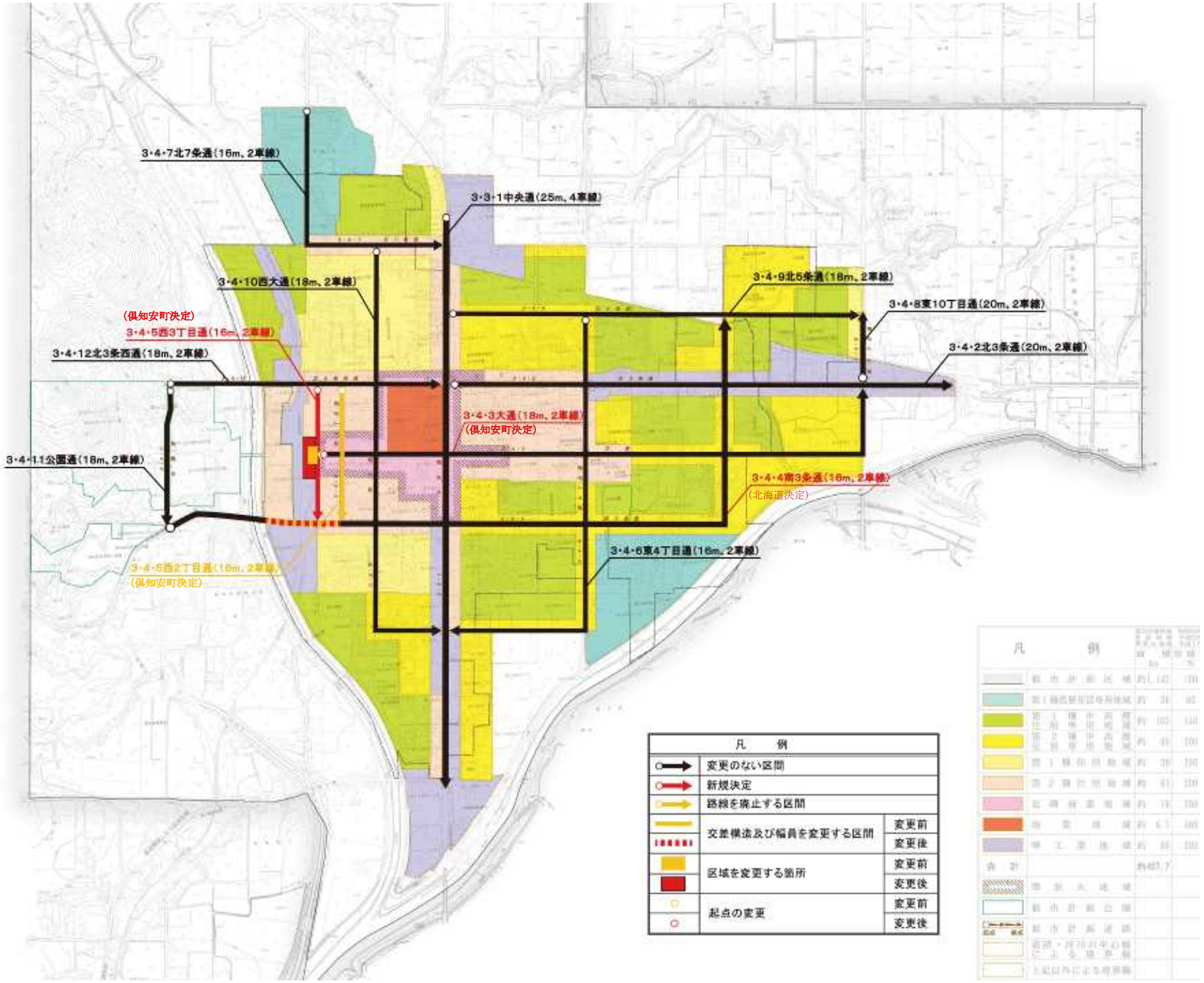
3・4・7北7条通（16m、2車線）
3・3・1中央通（25m、4車線）
3・4・10西大通（18m、2車線）
3・4・9北5条通（18m、2車線）
3・4・8東10丁目通（20m、2車線）
（倶知安町決定）
3・4・5西3丁目通（16m、2車線）
3・4・12北3条西通（18m、2車線）
3・4・2北3条通（20m、2車線）
3・4・3大通（18m、2車線）
（倶知安町決定）
3・4・11公園通（18m、2車線）
3・4・4南3条通（16m、2車線）
（北海道決定）
3・4・6東4丁目通（16m、2車線）
3・4・5西2丁目通（16m、2車線）
（倶知安町決定）
凡　例
変更のない区間
新規決定
路線を廃止する区間
交差構造及び幅員を変更する区間
変更前
変更後
区域を変更する箇所
変更前
変更後
起点の変更
変更前
変更後
凡　例